

質問回答書

件名：宮崎県警察本部庁舎（附属棟を含む。）で使用する電気

	質問事項	回答
1	契約時において、燃料費等調整額について、燃料費等調整額を請求しない料金メニュー等での対応は可能でしょうか。	応札は可能ですが、入札においては、毎月変動する燃料費等調整額及び再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金を含まない額を記載する必要があります。 また、入札で決定した電気使用量料金単価に燃料費等調整額相当分を含めて請求することはできません。
2	旧一電が公表する次年度4月以降に適用となる燃調諸元が大幅に変更になる場合は、弊社システム対応の関係で現行の諸元を継続するなど協議させていただくことがあることをあらかじめご了承ください。	了承します。 その場合、電気需給契約書（案）第3条第2項にあるとおり、協議を行います。
3	弊社請求書様式として燃料費調整単価と市場価格調整単価は合算され燃料費等調整単価として表示されますのでご了承くださいませ。	了承します。
4	開札後、契約開始日までの間に一般送配電事業者の託送料金改定が公表され、令和8年10月1日から適用される場合は、改定後の託送料金を反映するため、契約単価の見直しについて協議の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりとなります。 なお、令和8年10月1日以降に託送料金改定が公表される場合も同様となります。 その場合、電気需給契約書（案）第3条第2項にあるとおり、協議を行います。
5	実務上の契約において、入札単価算出に用いた現行の算定諸元が契約期間満了まで適用される認識で相違ないかご教示ください。 ※算定諸元とは、燃料費等調整額の算定に用いる数値および算定式を指し、燃料費等調整額そのものを固定するものではありません。	電気需給契約書（案）第12条のとおり
6	各施設ごとの計量日をご提示いただけますでしょうか。	毎月末日の24時
7	現在の契約電力をご教授ください。	契約電力：900kW 予備電力（予備線）：900kW
8	SW切替の際必要となりますので、現在の供給者を教えてくださいませ。	丸紅新電力（株）
9	弊社は環境配慮の観点等により、紙請求書を廃止し、完全電子化へ移行いたしました。 お客さまにはWEB上の『お客様ページ』にて請求書（施設ごとの内訳書あり）を確認・ダウンロード・印刷して頂くこととなりますが、ご了承くださいませ。 また検針結果は請求書の内訳をもって検針票に代えさせていただきます。毎月の受電月報（30分データ）の提供は、WEBからのダウンロードにて可能ですのでよろしくお願いいたします。	ダウンロード先URL、請求情報アップロードの通知方法、改ざん防止のための措置、請求情報の問い合わせ先、その他ダウンロードに当たって必要な事項（ID／パスワード等）を確認のうえ、ダウンロード方式による請求対応の可否を判断します。
10	銀行振込により振込手数料が発生した場合、民法第484条、第485条の「持参債務の原則」に基づき該当手数料は振込者のご負担となります。予めご了承くださいませ。	了承します。
11	契約内容に関する協議にはご対応いただけますでしょうか。	協議は可能ですが、応じられない場合もあります。
12	第8条（使用電力量の計量及び通知）第9条（電気料金の請求及び支払）記載では「通知後、請求」となっておりますが、実際の業務では計量日の午前0時に自動計量され、毎月第4営業日、もしくは16日+3営業日後を目途に請求書発行となり、その請求書にご利用の内訳が記載されております。 弊社では計量結果の報告を別途行うといった対応は行っておりませんのでご了承くださいませ。	了承します。
13	第16条（規定以外の事項）定めのない事項につき協議を行う際に『乙の電力需給約款参照の上』を追記お願いできますか。	対応できません。